

決裁・供覧・報告

件名	【決裁】組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している死刑又は無期若しくは懲役4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について(照会) 紙			文書番号 平成 年 第 一 号	
伺い文	標記について、別添1案により各府省庁法令担当官宛て、同2案により当省内局部課法令担当官宛てにそれぞれ照会することとした。				
起案	起案日	平成 29年 1月 10日	受付日	平成 年 月 日	
	部署	刑事局 刑事法制管理官法制調査第二係	決裁	決裁処理期限日	平成 年 月 日
				決裁日	平成 29年 , 月 10日
			施行	施行処理期限日	平成 年 月 日
分類 名稱	起案者	藤原 悠		施行日	平成 年 月 日
	連絡先(内線)			施行先	
				施行者	
			取扱上の注意		
取扱区分	秘密区分	なし	格付け 指定事由	機密性格付け	機密性2情報
	秘密期間終了日	平成 年 月 日		取扱制限	なし
				行政文書保存期間	
				保存	保存期間満了日
決裁・ 供覧・ 報告欄	起案部局・課	刑事局長	官房審議官	総務課長	刑事法制管理官
		参事官	局付	刑事調査官	
		(隈)	(唐澤)	(猪股)	(内田) (奥村)
		補佐官	係長	係員	
		(木下)	(古和)	(高木)	(須藤) (石原)
備考欄	本日10日(火)に各担当官宛て依頼し、本月17日(火)15:00を回答期限とする予定。				

事務連絡
平成29年1月●●日

各府省庁法令担当官 殿

法務省刑事局刑事法制管理官

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令及び死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について（照会）

標記の件について、下記1から3のとおり照会しますので、●月●日（●）●
●：●●までにEメールにて以下連絡先宛て御回答願います。

本件は、下記1の一部以外は、平成28年8月19日付け照会（以下「前回照会」という。）に引き続いて行うものであり、前回照会に対する回答後に生じた変更等について御回答願います。

なお、下記照会事項に該当がない場合につきましても、その旨Eメールにてお知らせ願います。

記

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令について

(1) 別紙1から9について（前回照会に対する回答後に生じた変更等を照会するもの）

○ 平成28年8月19日以降に成立した貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）

○ 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案

○ 次期通常国会提出予定法案

のうち、別紙1から9に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項、担当者等について御回答願います。

(2) 別紙10から12について（新規に照会するもの）

- 貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

のうち、別紙10から12に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項担当者等について御回答願います。

なお、作業の効率化を図る観点から、当方において当該引用法令を検索した結果を別添1-1のとおり添付しておりますので、回答に当たっては、同結果を御確認の上、該当の所管法令につき「担当府省庁」欄等に御記入いただぐとともに、記載事項に訂正、削除等の必要がある場合には、その旨も併せて御記入願います。また、別添1-1記載事項に追加すべきものがあれば、別添1-2（追加様式）に御記入願います。

また、（1）及び（2）いずれについても、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

2 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則について

- 平成28年7月以降に成立した又は施行された貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

において、

- (1) 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則の有無
- (2) (1)において該当がある場合、当該罰則の国外犯処罰規定の有無について調査（平成29年1月1日現在）いただき、該当がありましたら御回答願います。

なお、平成28年7月以降に施行された法令については施行日を、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出

予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる犯罪について

別添2記載の犯罪について、

- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案による改正の有無について御回答願います。

なお、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

(連絡先) 法務省刑事局刑事法制管理官

電話 3580-4111(内線 [REDACTED])

直通 [REDACTED]

mail [REDACTED]

(猪股)

(内田)

(高木)

(藤原)

(須藤)

(石原)

担当 高木、藤原、須藤、石原

対象となる法律名及び条項並びに用語のリスト

法律名及び条項

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）（「組織的犯罪処罰法」と略称されることもある。）
 - ・全条項
- 2 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）
 - ・第10条
- 3 刑法（明治40年法律第45号）
 - ・第3条、第198条
- 4 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
 - ・第1条の3
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・第60条
- 6 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）
 - ・第11条
- 7 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）
 - ・第8条
- 8 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
 - ・第13条
- 9 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）
 - ・第55条、第56条
- 10 裁判所法（昭和22年法律第59号）
 - ・第26条
- 11 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）
 - ・附則第1条から第5条、第58条、第59条
- 12 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）
 - ・第2条

※ 「法」「同法」「同条」等と表記されている場合を含む。

(別添1-1 (条項))
「条」欄に「一」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとされているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

法令名	引用されている法令・条項 号	引用している法令・条項 号	法令名(法令番号)	項 号	項 号	担当府省	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管実行期 日)
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26		裁判員の参加する刑事裁判に 関する法律(平成16年5月28日 法律第63号)		2	1			
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26	2	裁判員の参加する刑事裁判に 関する法律(平成16年5月28日 法律第63号)		2	1	2		
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26	2	裁判員の参加する刑事裁判に 関する法律(平成16年5月28日 法律第63号)		2	6			
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26		裁判員の参加する刑事裁判に 関する法律(平成16年5月28日 法律第63号)		5				
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26		心神喪失等の状態で重大な地 雪行為を行つた者の医療及び 看護等に関する法律(平成15 年7月16日法律第110号)		11	1			
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26	2	心神喪失等の状態で重大な地 雪行為を行つた者の医療及び 看護等に関する法律(平成15 年7月16日法律第110号)		41	2			
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26		裁判所法施行令(昭和22年5月 3日政令第24号)		3	3			
裁判所法(昭和22年法律第59 号)	26	1	裁判所法施行令(昭和22年5月 3日政令第24号)		3	5			附則
情報処理の高度化等に対処す るための刑法等の一部を改正す る法律(平成23年法律第74号)			刑事事件における第三者所有物 の没収手続に関する応急措置法 第二条第一項の規定による公告 の方法を定める政令(平成24年5 月30日政令第165号)						

法令名	条項 号	法令名(法令番号)	引用している法令・条例 項 号	担当部署	担当者(連絡先 (Tel, Fax, E-mail))	備考 (共管, 施行期 日)
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第1号	押収物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成16年12月10日政令第363号)	附則		
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第4条 第1項		
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第4条 第2項		
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第1号	押収物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)	押収物還付等公告令(昭和28年11月4日政令第342号)	附則1		

(別添1-2 追加様式(条項))

「条」欄に「ー」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとされているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

法令名	引用されている法律 条項 号	引用されている法律 条項 号	引用している法令・条項 法令名(法令番号)	引用している法令・条項 法令名(法令番号)	担当部署 号	担当府省厅	担当部署 号	担当者 (Tel, Fax, E-mail)	担当者 の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考欄 実績、施行期日)

(別添2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表

号	別表 判決犯種	改正について			担当部署 (Tel/Fax E-mail)	担当係官 (会議・施行期日)
		改正後法名	改正内容	担当者		
一	第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第五条第一項 第二号(団体の不正収益に係る人の予備の罪、同号に掲げる罪に係る同衆 同一犯の罪)又は第十一条(未遂犯)の罪					
二	イ 刑法第十九条の五(加重封印等毀棄等)の罪					
	刑法第百八条(現住建築物等放火)、第百九条第一項(非現住建 築物等放火)若しくは第百十一条第一項(建築物等以外放火)の罪、 同法第一百五十五条の規定に基づき又は百九条第一項若しくは第百十 一条の例により処断すべき罪又はこれらとの罪(同法第百十一条 第一項の罪及び同項の別により処断すべき罪を除く。)の未遂罪 口					
ハ	刑法第二百三十九条(あへん煙吸食器具輸入等)若しくは第百三十 九条の未遂罪					
ニ	刑法第二百四十八条(通販営業及び行使等)若しくは第二百四十九条 (外国通販営業及び行使等)の罪若しくは第二百五十三条(通販営業準備)の罪					
ホ	刑法第二百五十五条第一項(有印公文書偽造若しくは第二項(有印 公文書偽造)の罪、これらとの既定の例により処断すべき罪)、同法第 百五十七条第一項(公正取扱原本不実記載の罪若しくはその未 遂犯若しくはこれらの罪の同法第五百五十七条第一項の罪の未遂犯 を除く。)による同法第五百五十八条(偽告公文書行使等)の罪、同 法第二百五十九条第一項(有印私文書偽造若しくは第二項(偽造 公文書行使)の罪若しくはこれらとの罪に係る同法第二百六十二条(電磁的記録不 正作成及し供用)の罪					
ヘ	刑法第二百六十二条(有価証券偽造等)又は第二百六十三条(偽造有 価証券行使等)の罪					
ト	刑法第二百六十三条の二から第二百六十三条の五まで(支払用カード 電磁的記録不正作成等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード 電磁的記録不正作成準備、未遂罪)の罪					
チ	刑法第二百七十五条(わいせつ物類布等)の罪					
リ	刑法第二百八十六条(常習賭博及び賭博開張等図利)の罪					
ヌ	刑法第二百九十七条から第二百九十九条の四まで(収斂、受託収斂及 ひ事前収斂、第三者供述、加重収斂及び事後収斂、あせん取 財)の罪					

※未施行の場合には、偽造欄に施行期日を御記入願います。

号	別表	対象犯罪	改正について		担当部署	担当所管	担当者(連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考
			有無	該修正題を改訂する法律名				
ル	刑法第百九十三条(殺人の罪又はその未遂罪)							
ヲ	刑法第二百四条(傷害)又は第二百五条(傷害致死)の罪							
ワ	刑法第二百二十条(逮捕及び強制)又は第二百二十二条(逮捕等 致死罪)の罪							
カ	刑法第二百二十四条かに第二百二十九条までの(未成年者略取及 ひ満足、営利目的窃盗及び強盗、外の代金目的略取等、所在國 外移出略取及び強盗、人身売買、被略取者等所在国外移出、 被略取者等、未遂罪)の罪							
コ	刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵 奪、強盗、強盗致死罪、強盗強姦及び同致死罪)又は第二百四十三 条(未遂罪)の罪							
タ	刑法第二百四十六条から第二百五十条まで(詐収、電子計算機使 用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪							
シ	刑法第二百五十三条(業務上横領)の罪							
ソ	刑法第二百五十六条第二項(盜品有償譲受け等)の罪							
ツ	刑法第二百六十条(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条 の例により処断すべき罪							
ミ	保兌物取扱罰則(明治十七年大政官布告第三十二号)第一条から 第六条まで(保兌物の使用、製造等)の罪							
四	外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び偽造に 關する法律(明治三十九年法律第六十号)第一項(偽造等)算 二条(偽造外國流通貨幣等の輸入)第三条第一項(偽造外國流 通貨幣等の行支等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれら の罪の未遂罪							
五	印紙犯罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造 等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪							
六	暴力行為等処罰に關する法律(大正十五年法律第六十号)第一条 ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ三 (常習性姦淫等)の罪							
七	盜犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第二号)第二 条から第五条まで(常習性強姦盗、常習性強姦姦淫等)の罪							

号	別表 対象犯罪	改正をうけて 改正後を改正する法律名		担当者名	担当者 TEL Fax E-mail	担当者の連絡先 (会員登録用)
		有無	改正内容			
八	金融機関の詐欺、営業の妨害等に関する法律(昭和十八年法律第百四十三号)第十八条第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪。					
九	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十九条の九第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪。					
十	農業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条(銀行等による農業紹介等)の罪。					
十一	農業扶助法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項(免許運行)の罪。					
十二	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂犯。					
十三	金融商品引渡法(昭和二十三年法律第二十五号)第五百九十七条(金券有価証券届出等の提出等、第百九十七条の二第十一号から第十五号まで(内部差引等)又は第二百零一条第十四号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪。					
十四	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪。					
十五	大臣取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条の三(使用等)の罪。					
十六	船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第百十一条(銀行等による職業紹介等)の罪。					
十七	施馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十条(無資格駕馬等)又は第三十二条の二後段(加重取扱の罪)。					
十八	消費生活協同組合法(昭和二十二年法律第二百号)第九十八条の四(損失補てんに係る利益の收受等)の罪。					
十九	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十七条から第八十条まで(医師の特別責任、代表社会医療法人責任者等の特別責任、未遂犯、虐め文書行使等)又は第五百八十二条第一項(社会医療法人責任者の権利の行使に係る取扱)の罪。					
二十	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第五六十条後段(加重取扱)の罪。					
二十一	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五百二十九条の三第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪。					

号	別表 対象犯罪	改正内容	担当部署 (Tel, Fax E-mail)	担当者名 (会員登録用)
	有無	外条例を改正する法律名	改正内容	
二十二	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第百十二条の三(損失補てんに係る利益の収受等)の罪			
二十三	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第十八条の二(損失補てんに係る利益の収受等)の罪			
二十四	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七条第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等又は第四号(業として行はうり受けた権利の実行)の罪)			
二十五	外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第六十九条(國際的平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪			
二十六	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一条(無資格小型自動車競走等)又は第六十五条後段(加重取締)の罪			
二十七	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百八号)第三百六十三条第九号(損失補てんに係る利益の収受等)の罪			
二十八	被物及び被物取引法(昭和二十九年法律第一号(無登録販売等)第百三十四条第一項(営業等の作用を有する被物等の販売等)の罪)			
二十九	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十条の二(評議員等の特別責任)の罪			
三十	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十一年法律第二百九十八条(代表投資法人の特別責任)、第二百二十九条(被物取引行為等)、第二百三十条(被物取引行為等)、第二百三十四条第一項(被投資主等の権利の行使に附する利益の受供与等)若しくは第二百四十条(被投資主の権利の行使に附する利益の受供与等についての威迫行為又は第二百四十三条第二項(損失補てんに係る利益の収受等)の罪)			
三十一	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九号)第九十九条の二(損失補てんに係る利益の収受等)の罪			
三十二	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二条)第五十五条(無資格モーターボート競走等)又は第七十二条後段(加重取締)の罪			
	光せいか取締法第四十一条の三(光せいかの使用、光せいかの輸入等、光配剤原料の輸入等の施用等)、第四十一条の十(光置剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(光置剤原料の輸入等に係る資金等の譲受けの取締)の罪			

号	別表 対象犯罪	改正につれて		担当部署	担当者の連絡先 (TEL/Fax/E-mail)	(参考)施行期日
		改正前の法規名	改正後の法規名			
三十三	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第十七条の二第二項(不法就労助長)、第十七十三条の四(偽造在留カード等)、第十七十三条の五(在留カードの交付等)、第十七十四条(集団密輸者)若しくは第十七十四条の六(不法入国させた行為等)、第十七十四条の二(集団密輸者の收受等)若しくは第十七十四条の八(當利目的の不法入国者等の隠匿等)の罪若しくはその未遂犯	有無	有無			
三十四	長期借用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)第二十五条 の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
三十五	旅費及び精神性取扱法(昭和二十八年法律第百六十六条の二 四条の三(シアセチルモリヒネ等の供薬の施用等)の罪					
三十六	武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十一条(鉄 器の無許可製造、第三十一条の二(銃砲の無許可製造)若しく は第三十一条の三(第一号銃砲及び新銃砲以外の武器の無許可 製造)の罪又は既成の製造に係る同条第四号(既成の無許可製 造)の罪)					
三十七	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十条の四 二(鉄尖端てんに係る利益の收受等)の罪					
三十八	關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第五百八十八条の四から五百九 条の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない 貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への設置等)の 罪					
三十九	出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第五条 (高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保証料 行為者)、第五条の四(高金利等)若しくは第五条第一項(高金利等) 又は同法第五条若しくは第二条が第一項の違反行為に係る同法第 八条第三項(元本を保証して行う出資金の受け入れ等)の罪					
四十	日本中央農業金融公庫法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条 第一項後段(加重収取の罪)					
四十一	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年 法律第二百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受 交付等)の罪					
四十二	亮否防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困惑等による亮否)、第十 八条第一項(被貸の收受等)、第十九条(賃をさせる契約)、第十 一条(第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(亮否をさせる 業)又は第十三条(資金等の提供)の罪					

号	別表 対象犯罪	改正について 該当化罪を設けたる法の名	改正内容	担当所管	担当部署	担当者名 (Tel, Fax, E-mail)	担当者の連絡先 (会員、施行日)
四十三	鉄砲刀剣類所持等取締法第十三条から第二百三十三条までの四まで(拳銃等の輸入、輸出、所持、保有、譲渡等)、第三十一条の七から第二百三十三条までの九まで(賃金等の輸入、所持、譲渡等)、第三十一条の十一から第二百三十三条までの十三まで(賃金等の輸入、所持、譲渡等)、第三十一条の十五(拳銃等の輸入、所持、譲渡等)、第三十一条の十六(拳銃等の輸入、所持、譲渡等)、第三十一条の十七(拳銃等及び鉄砲以外の銃砲等の所持)、第二百二十九号(拳銃等の所持)、第三十一条(拳銃等及び鉄砲以外の銃砲等の譲渡等)若しくは第二百二十九号(拳銃等としての物品の輸入等)又は第三十二条第一号(拳銃等としての物品の輸送等)若しくは第三十二条第一号(拳銃等としての物品の輸送等)若しくは第三十二条第一号(拳銃等としての物品の輸送等)若しくは第三十二条第一号(拳銃等としての物品の輸送等)の罪	有無					
四十四	特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百九十六条又は第三百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪						
四十五	商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の侵害)の罪						
四十六	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五条)第百八十三条の九(業者として行う指定製物の製造等)又は第八十四条第九号(業者として行う医薬品の販売等)の罪						
四十七	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第二百六十六条)第七十二条(設立委員会の特別責任)又は第七十三条第一項(株主等の権利の行使)の行いに関する取扱いの罪						
四十八	寄附法(昭和四十五年法律第四十八号)第百十九条第一項又は第二項(寄附権等の侵害)の罪						
四十九	航空機の強制等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第二百八号)第百一十二条(航空機の強制等)、第二十二条(航空機強制等)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪						
五十	医薬物の処理及び供給に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七条)第二十五条第一項(医薬物処理施設の無許可設置)、第二十三条(医薬物の処理の無許可設置)、第二十九号(不法操縦の罪)又は同号に付ける罪若しくは第二百四十九号(不法操縦の罪)に係る未遂犯の罪						
五十一	航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第二百三十七条)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の旅客機の破損等)、第六条(航空機内への爆発物等の持込み、未遂犯)の罪						
五十二	人質による強行行為等の处罚に関する法律(昭和五十三年法律第二百四十八条)第一項から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪						
五十三	無限並算譲の防止に関する法律(昭和五十三年法律第二百一号)第五条(開設等)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について 対象犯罪を改正する法律名	改正内容	担当部局	担当部署	担当者 (氏名、E-mail)	担当者の連絡先 (TEL、Fax、E-mail)	施行期日
五十四	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(假失捕でんに係る利益の收受等)の罪	有無						
五十五	細菌(生物兵器)及び武器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに施設に係る定めに附する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第六十二条(生物兵器等の製造等)の罪							
五十六	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪							
五十七	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十六年法律第五十九号)第五十九条(有資格者登録義務)の労働者派遣の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止義務についての労働者派遣事業)の罪							
五十八	日本国との平和条約に於き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者届出明瞭義務等)の罪							
五十九	詐業特例法第六条第一項(虞物犯罪収益等処罰)又は第二項(未遂犯)の罪							
六十	協同組織強制の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪							
六十一	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第三号(假失捕でんに係る利益の收受等)の罪							
六十二	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学生兵器の使用、製造等の罪)							
六十三	サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪							
六十四	保険業法(平成七年法律第五号)第三百七十二条(損害賠償責任)、第三百七十七条の二(損害賠償等の特別責任)、第三百二十二条(損害賠償等の特別責任)、第三百三十九条(損害賠償等の特別責任)、第三百二十九条(損害賠償等の特別責任)又は第三百三十九条(損害賠償等の特別責任)の権利の行使に附する利益の受取等(は第3章第2項(株主等の権利の行使に附する利益の受取等)若しくは第4章第2項(株主等の権利の行使に附する利益の受供与等)についての成道行為の罪)							
六十五	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第五十五条)第五百四十九条(詐欺更生)の罪							
六十六	機器の形態に附する法律(平成九年法律第七百四号)第二十条第一項(機器売買等)の罪							

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部署	担当官庁	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管, 施行期日)
		改正前法規名	改正内容				
六十七	スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第百六十三条第十九号)(第三十条(無資格スポーツ振興投票)又は第三十七条後段(加重取扱い)の罪)	有無					
六十八	資産の虚偽化(損失補てんに係る利益の收受等)、第三百二十二条(取締役等の特権(代表社員等の特別責任)、第三百三条(代表社員等の特別責任)、第三百五条(虚偽文書販賣等)、第三百九十九条第一項(社員等の権利の行使に附隨する取扱い)又は第五百三十九条第三項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第五六項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪						
六十九	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四条)第六十一条(一種種病原体等の輸入人)、第六十八条第一項(種種病原体等の所持等)又は第七十条(二種種病原体等の輸入)の罪						
七十	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五十五条(児童買春等の規制)、第六条第二項(兼して行う児童買春等の罰則)、第七条第六項(から第1項(児童ポルノ等の不特定又は多數の者に對する提供)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪						
七十一	民林再生法(平成十一年法律第二百五十五条)第二百五十五条(洋軟再生)の罪						
七十二	ヒトに関するクローネン病等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号)第十六条(人又は動物の胎内への移植)の罪						
七十三	社債、株式等の債務に関する法律(平成十三年法律第七十五条)第二百八十八条第一項(加入者の権利の行使に関する取扱い)の罪						
七十四	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十九号)第五十九条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
七十五	公金等を貸す目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成第二条から第五条まで(公金等を貸す目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供せし行為、公金等を貸す目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪						
七十六	会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六条(会社更生の罪)						
七十七	仲買法(平成十五年法律第三十九号)第五十条から第五十二条まで(取扱い、受託取扱い及び事前取扱い、第三者供給、加重取扱い)の罪						
七十八	破産法(平成十六年法律第七十五条)第二百六十五条(会社破産)の罪						

号	別表 封類犯罪	改正において 対象犯罪を改定する法律名	改正内容	担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (TEL/Fax、E-mail)	備考 (共管、施行期日)
七十九	信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(損失額でんに係る利益の收受等)の罪	有無					
八十	会社法第九百六十条から第百九十二条まで(特別背任、未遂 罪、第百六十四条(虚偽文書使用等、第百六十六条第一項 (株主等の権利の行使に関する取扱)又は第百七十七条第二項 (株主等の権利の行使に関する取扱)若しくは第百四十九条(株 主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行 為)の罪)						
八十一	一般社団法人及び一財團法人に関する法律(平成十八年法律 第四十五回)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪						
八十二	放財罪を新設させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚 に明記する法律(平成十九年法律第三十一条から第八条まで の所持等、特定の燃耗物質の輸出入、放射性物質等の使用の 告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の 罪						
八十三	株式会社工組合中央金庫法(平成十九年法律第百七十四条)第 七十三条第一項第二号(損失額でんに係る利益の收受等)の罪						
八十四	海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律(第三条第一 項から第五項まで(船員の強取等又は第五条(船員強取等致死 傷)の罪)						
八十五	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 關する法律(平成二十五年法律第二十七条(第百四十八条(作成國 人情報ファイルの提供)、第四十九条(四)番号の提供及び益用 又は第五十一条第一項(詳述等行為等による個人番号の貯蔵)の 罪)						

事務連絡

平成29年1月●●日

各府省庁法令担当官 殿

法務省刑事局刑事法制管理官

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令及び死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について（照会）

標記の件について、下記1から3のとおり照会しますので、●月●日（●）●
●：●●までにEメールにて以下連絡先宛て御回答願います。

本件は、下記1の一部以外は、平成28年8月19日付け照会（以下「前回照会」という。）に引き続いて行うものであり、前回照会に対する回答後に生じた変更等について御回答願います。

なお、下記照会事項に該当がない場合につきましても、その旨Eメールにてお知らせ願います。

記

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令について

(1) 別紙1から9について（前回照会に対する回答後に生じた変更等を照会するもの）

- 平成28年8月19日以降に成立した貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案
のうち、別紙1から9に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項、担当者等について御回答願います。

- (2) 別紙10から12について（新規に照会するもの）
- 貴局部課所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
 - 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
 - 次期通常国会提出予定法案
のうち、別紙10から12に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項担当者等について御回答願います。

なお、作業の効率化を図る観点から、当方において当該引用法令を検索した結果を別添1-1のとおり添付しておりますので、回答に当たっては、同結果を御確認の上、該当の所管法令につき必要事項を御記入いただくとともに、記載事項に訂正、削除等の必要がある場合には、その旨も併せて御記入願います。また、別添1-1記載事項に追加すべきものがあれば、別添1-2（追加様式）に御記入願います。

また、（1）及び（2）いずれについても、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

2 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則について

- 平成28年7月以降に成立した又は施行された貴局部課所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案
において、

- (1) 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則の有無
- (2) (1)において該当がある場合、当該罰則の国外犯処罰規定の有無について調査（平成29年1月1日現在）いただき、該当がありましたら御回答願います。

なお、平成28年7月以降に施行された法令については施行日を、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併

せて御回答願います。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる犯罪について

別添2記載の犯罪について、

- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案

- 次期通常国会提出予定法案

による改正の有無について御回答願います。

なお、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

(連絡先) 法務省刑事局刑事法制管理官

電話 3580-4111(内線)

直通

mail

[REDACTED] (猪股)

[REDACTED] (内田)

[REDACTED] (高木)

[REDACTED] (藤原)

[REDACTED] (須藤)

[REDACTED] (石原)

担当 高木、藤原、須藤、石原

対象となる法律名及び条項並びに用語のリスト

法律名及び条項

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）（「組織的犯罪処罰法」と略称されることもある。）
 - ・全条項
- 2 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）
 - ・第10条
- 3 刑法（明治40年法律第45号）
 - ・第3条、第198条
- 4 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
 - ・第1条の3
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・第60条
- 6 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）
 - ・第11条
- 7 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）
 - ・第8条
- 8 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
 - ・第13条
- 9 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）
 - ・第55条、第56条
- 10 裁判所法（昭和22年法律第59号）
 - ・第26条
- 11 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）
 - ・附則第1条から第5条、第58条、第59条
- 12 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）
 - ・第2条

※ 「法」「同法」「同条」等と表記されている場合を含む。

(別添1-1 (条項))
「条」欄に「ー」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとされているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

法令名	条 項 号	法令名 (法令番号)	引用している法令 条 項 号	担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (To, Fax, E-mail)	監考者 (会員, 施行期 日)
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成6年5月28日法律第63号)	2 1				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 2	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成6年5月28日法律第63号)	2 1 2				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 2	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成6年5月28日法律第63号)	2 6				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成6年5月28日法律第63号)	5				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び看護等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	11 1				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 2	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び看護等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	41 2				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3 3				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 1	裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3 5				
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)		附則 第1条 第2条 第3条				附則	

法令名	引用されている法令・条項			法令名 法令番号	引用している法令条項	担当省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	(参考 施行期 日)
	法 令 名 称	条 項 号	法 令 号						
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第1号	附則 第1条 第1号	押収物還付公告令(平成24年5月30日改正する政令第156号)	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成16年12月10日政令第393号)	附則				
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第2号	附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に關する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に改正する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第4条 第1項				
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第2号	附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に關する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に改正する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第4条 第2項				
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第1号	附則 第1条 第1号	押収物還付公告令(平成24年5月30日改正する政令第156号)	押収物還付等公告令(昭和28年11月4日政令第342号)	附則1				

(別添1-2 追加様式(条項))
 「余欄に「一」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとされているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

法令名	引用されている法令・条項	引用している法令・条項 法令名(法令番号)	引用している法令・条項 法令名(法令番号)	担当部署	担当者連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (会員登録日)

(別添2) 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律別表

号	別表	対象犯罪	改正について			担当部署	担当府省	担当者の連絡先 (TEL, FAX, E-mail)	担当者 応答・返信期日
			改正内容	改正がなされた年名	改正がなされた月日				
一		第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六条第一項(第二項(同体の不正収益による殺人の予備)の罪、同項に掲げる罪に係る殺人の予備の罪)又は第十条第一項(地政収益等)若しくは第二項(未遂罪)の罪							
二	イ	刑法第九十六条の五(加重封印等強乘等)の罪							
口		刑法第八十八条(現住建造物等放火)、第九十条第一項(未況生建造物等放火)若しくは第一百十一条第一項(粗暴船等以外放火)の罪、同法第一百五十五条の例により処断すべき罪又は第一百九十九条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪(同法第百十一条の罪により処断すべき罪を除く。)の未遂罪							
ハ		刑法第三十七条(あへん煙吸食具輸入等)若しくは第三百三十九条第二項(あへん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪							
ニ		刑法第四十九条(通貨偽造及び行使等)若しくは第五十三条(通貨偽造等準備)の罪							
ホ		刑法第五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらとの取扱いにより処断すべき罪、同法第五十七条第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪を除く。)若しくはこの罪の同法第五十七条第一項の罪の未遂罪を除く。)若しくはこの罪の同法第五十八条(偽造公文書)の罪、同法第五十九条第一項(有印公文書偽造若しくは第二項(有印公文書変造)の罪若しくはこれらとの罪の未遂罪を除く。)若しくはこの罪の同法第五十六条(偽造不正作成及び供用)の罪							
ヘ		刑法第六十二条(有価証券偽造等)又は第三百六十三条(偽造有価証券行使等)の罪							
ト		刑法第六十三条の二から第三百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作成等、不正電磁的記録カード附持、支払用カード電磁的記録不正作成準備、未遂罪)の罪							
チ		刑法第七十五条(わいせつ物頒布等)の罪							
リ		刑法第八十六条(常習賭博及び賭博場開張等)の罪							
ヌ		刑法第五十九条から第六十九条までの四まで(収販、受託販売及び事前収販、第三者供給、加重収販及び事後収販、あっせん取扱)の罪							

※未施行の場合には、備考欄に施行期日を御記入願います。

号	別表 対象犯罪	改正について 該当する法律名	担当部署 担当者(郵便 E-mail)	担当府省 (Fax)	係員 (会員登録期日)
ル	刑法第二百九条(殺入の罪又はその未遂犯)	有無			
ヲ	刑法第二百四条(強盗)又は第二百五条(傷害致死)の罪				
ワ	刑法第二百二十条(強盗及び強盗)又は第二百二十二条(強盗等 致死等)の罪				
カ	刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及 び強制目的等略取及び強制、人身売買、被略取者等所在国外移送、 被略取者引渡し等、未遂罪)の罪				
コ	刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盜、不動産侵 奪強盗)、第二百三十九条から第二百四十一余条まで(窃盗、不動産侵 奪強盗、強盗致死等、強盗強渡及び同致死)又は第二百四十三 条(未遂犯)の罪				
タ	刑法第二百四十六条から第二百五十条まで(詐欺、電子計算機使 用詐欺、背任、地盤取引、恐喝、未遂犯)の罪				
レ	刑法第二百五十三条(業務上横領)の罪				
シ	刑法第二百五十六条第二項(盜品有償譲受け等)の罪				
ツ	刑法第二百六十条(違遺物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条 の別に上に処断すべき罪				
ミ	假券物取扱罰則(明治十七年大政官布告第三十二号)第一条から 第六条まで(爆発物の使用、製造等)の罪				
四	外国において流通する貨幣紙幣銀行券鈔券偽造及び模造に 關する法律(明治三十六年外國流通貨幣等の輸入、第三章第一項(偽造外國流 通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれら の罪の未遂犯				
五	印紙犯罰則法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造 等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪				
六	暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条 ノ二第一項(加重懲罰)若しくは第二項(未遂犯)又は第一条ノ三 (常習強姦等)の罪				
七	盜犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二 条から第四条まで(常習特殊強盗、常習強姦等の罪)				

号	別表 対象犯罪	改正に当たる主な法条名		担当部署	担当係員 (Tel番号、E-mail)	担当者の連絡先 (会員登録期日)
		有無	改正内容			
八	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第十四十三号)第十八条第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
九	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十九条の九第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
十	職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)第六十三条(銀行等による職業紹介等)の罪					
十一	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項(児童虐待)の罪					
十二	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪					
十三	金融商品取引法(昭和二十九年法律第二十五号)第七十七条(虚偽有価証券の退出等)、第八百九十七条の二第十一号(虚偽有価証券の退出等)、第八百九十九条(振出等)又は第八百零一条第十四号(振出等)から第十五号まで(内部者取引等)又は第八百零二条第十四号(振失補てんに係る利益の收受等)の罪					
十四	風俗営業の規制及び整備の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪					
十五	大麻取締法(昭和二十三年法律第二十四号)第二十四条の三(使用等)の罪					
十六	船員就業安定法(昭和二十九年法律第百三十号)第一百十一条(暴行等による職業紹介等)の罪					
十七	競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八号)第三十条(競馬場馬等)又は第三十二条の二後段(加重取附)の罪					
十八	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十八条の四(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
十九	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十七条から第八十条までの役員の特別責任、代医社会医療法人債権者等の特別責任、未遂罪、虚偽文書行使等又は第八十二条第一項(社会医療法人債権者の権利の行使に関する取附)の罪					
二十	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取附)の罪					
二十一	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)前二十九条の三第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部署	担当者名 (TEL/Fax/E-mail)	担当者連絡先 (郵便番号)
		有無	対象犯罪を改正する法律名			
二十二	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百十二条の三(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
二十三	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三条号)第十八条の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
二十四	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十七条第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行う限り受けた権利の実行)の罪					
二十五	外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第十六条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪					
二十六	小型自動車販売法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一条(無資格小型自動車販売等)又は第五十六条(加重取締)の罪					
二十七	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三条第九号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
二十八	宅物及び動物取引法(昭和二十五条法律第三百三号)第三条の通常行為に係る同法第二十四条第一号(陳述書等の作成を有する取引等の取扱い)の罪					
二十九	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五条)第百三十条の二(特認員等の特別責任)の罪					
三十	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八条)第二百二十八条(執行役員等の特別責任)、第二百二十九条の二(代表者監督法(人選監督等)の適用を有する取引等の取扱い)、第二百三十四条第一項(投資主等の権利の行使に関する取引)、第二百三十六条第一項(投資主の権利の行使に関する取引)若しくは第二百三十九条(取扱いの実行に関する取引)若しくは第三百三十九条(取扱いの実行に関する取引等)の罪					
三十一	借用金法(昭和二十六年法律第二百三十九号)第九十九条の四の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
三十二	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二条)第六十五条(無資格モーターボート競走等)又は第七十二条後段(加重取締)の罪					
三十三	党費せい別取締法(昭和四十一年法律第三(党費の使用、党費の原料の輸入等、第四十一条の四(党費の外見面料の輸入等)、第七(党費の輸入等に係る資金等の準備、第四十一条の十(党費の原料の輸入等と係りけるとの同様)の原					

号	別表 対象犯罪	本規 対象犯罪を改正する法の名	改正内容	担当部局	担当部署 (Tel Fax、E-mail)	担当者 (担当者の連絡先 (共否))	備考 (共否、施行日)
三十三	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 出入口監視の二項(在留カード(在留登録等)、第十七条の四(労働不法就労取扱長)、第十七条の三(在留カード(在留登録等)、第十七条の五(在留カード(在留登録等)、第十七条の四(労働不法就労取扱長等準備)、第七十四条(集団密輸者)の輸送)、第十七条の四(集団密輸者)の収受等)若しくは第十七条の六(不法入国さざる行為等、第十七条の四(集団密輸者)の収受等)若しくは第十七条の八(第十四条(宮利目的の不法入国情報等)の罪若しくはその未遂罪)						
三十四	長期借用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)第二十五条 の二の二(損失補てんに係る利益の収益等)の罪						
三十五	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十三条の三(シアセチルモルヒニン等の施用等)の罪						
三十六	武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十二条(執 法の無許可製造)、第三十一条(二種免則の無許可製造)若しく は第三十二条(第一種免則の無許可製造)及び第五条(武器の無許可 製造)の罪又は無線の製造に係る同条第四号(無線の無許可製 造)の罪						
三十七	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第三百条の四 の二(積失輸てんに係る利益の収益等)の罪						
三十八	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第八十八条の四から百九 条の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない 貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保管地域への施設等)の 罪						
三十九	出資の受け、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第五条 (高金利等)、第五条の二(高保証料)、第五条の三(保証料 がある場合の高金利等)若しくは第五条の三(高金利等の取扱 行為)若しくは第二项(弊として行う委託・高金利の賃法行為)の罪 又は同法第一条若しくは第二条第三项(虚偽行為に係る同法第 八条第三項(元本を保証して行う出資金の受け入れ等)の罪						
四十	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条 第一項後段(加重取扱)の罪						
四十一	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年 法律第二百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受 交付等)の罪						
四十二	完春防止法律第六条第一項(闇営)、第七条(闇営等による交渉)、 第一項第二項(業者として行う場所の提供)、第十二条(元券をさせる 業者又は第十三条(資金等の提供)の罪						

別表 号	対象犯罪	改正について		担当部署	担当者名 (TEL, Fax, E-mail)	担当者 連絡先 (TEL, Fax, E-mail)	改訂内訳	改訂付
		有無	変更細則を改正する法律名					
四十三	鉛砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十二条の四まで (暴抗等の犯行、輸入、所持、譲渡等の輸入、所持、譲渡等)第 三十三条のかまいかまから第三十二条の七から第三十二条の十 までの十一条の十三まで(鉛砲刀剣類の所持等、拳銃等の偷 入の偷入、拳銃等の操縦等に係る資金等の操縦等)第 五(拳銃等の操縦等の操縦等と譲受けの因縁等)、第三十二条の十 項第一号(拳銃等及び強盗以外の鉛砲刀剣類の所持)、第二号(拳銃 部品の所持)若しくは第三号(拳銃部品の操縦等)、第三十二条の二 項(未遂犯)、第三十二条の十七号(拳銃等の操縦等と譲受けの因縁等)又 は第三十二条第一号(拳銃部品の操縦等と譲受けの因縁等)の罪							
四十四	特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百九十六条又は第 百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪							
四十五	商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十八条又は第七 十九条の二(商標権等の侵害)の罪							
四十六	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第百三十三条の九(業者とし て行う指定医薬品の製造等)又は第八十四条第九号(業者として行う医 薬品の販売等)の罪							
四十七	金融機関の会計及び監査に関する法律(昭和四十三年法律第二 十六号)第七十七条(委員の特別責任)又は第七十三条第一 項(株主等の権利の行使に関する取扱い)の罪							
四十八	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百十九条第一項又 は第二項(著作権等の侵害)の罪							
四十九	航空機の點検等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十 八号)第一項(航空機の強制點検等)、第二条(航空機強制點検死)又 は第四条(航空機の違約強制)の罪							
五十	医薬物の処理及び精査に関する法律(昭和四十五年法律第二百三 号(名義)第二十一条、第五条第一号無許可医薬物処理施設の無許可設置)、第十七 号(産業廃棄物の処理の無許可設置)若しくは第十四号(不法供給)の罪 又は同号に掲げる罪に係る同条第二項(不法投棄の罪に係る未遂 犯)の罪							
五十一	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九 年法律第二百一十七条第一号)第一項第一号(航空機を墜落させた行爲等、墜落中の航空機、 航空機内への爆発物等の持込み、未遂犯)の罪							
五十二	人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第 四十八号)第一項第一号(人質による強要等、加重人質強 要、人質殺害)の罪							
五十三	無頭連絡機の貯止に関する法律(昭和五十三年法律第二百一号)第 五条(開設等)の罪							

号	別表 おみえ見証	改正について		改正内容	担当者氏名	担当部署	担当者連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (失當、施行期日)
		看護	対象犯罪を改正する法律名					
五十四	銀行法(昭和五十九年法律第五十九号)第百六十一條第一号(無免許営業)又は第六十三条の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
五十五	細胞兵器(生物兵器)及び汎用兵器の発射、生産及び販賣の禁止並びに保有に関する約束等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第五十一条第一号、第二号(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪							
五十六	資金収支監視法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪							
五十七	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第百五十九条(在宅営業等の目的労働派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務等についての労働者派遣事業)の罪							
五十八	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十号)第百二十九条(特別永住者証明書等所持、特別永住者証明書等持造等準備)の罪							
五十九	麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等犯題)又は第二項(未遂罪)の罪							
六十	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪							
六十一	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
六十二	化学兵器の禁制及び特定物質の収取等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十ノ条から第四十ノ条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪							
六十三	サリン等による人身被害の防止上に係る法律第五条(禁制)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪							
六十四	保険業法(平成七年法律第五号)第三百七十七条の二第二号(損失補てんに係る利益の收受等)、第三百二十二条(取締役等の特別背任)、第三百二十三条(代表社員監査等の特別背任)、第三百二十二条(社員の行使に関する取扱)又は第三百三十九条第一項(株主等の権利の行使に関する取扱)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受取等)は第四項(株主等の権利の行使についての成因行為)の罪							
六十五	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第五十九号)第五百四十九条(詐欺更生)の罪							
六十六	臓器の移植に係る法律(平成九年法律第四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪							

号	対象犯罪	改正について 新規登録を改訂する法律名	改正内容	担当部署	担当所轄庁	担当者 (氏名、E-mail)	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
六十七	スポーツ振興設置の実施等に関する法律(平成十年法律第二百九十九号)(第三十二条(無資格スポーツ振興設置)又は第三十七条後段(加収取扱)の罪)	有無						
六十八	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二百九十九号第一号(損失補てんに係る利益の収受等)、第三百二十二条(取扱役等の特別當任)、第三百三十二条(代表特定社債権者等の特別贈与)、第三百五十五条(虚偽の取扱)又は第三百九十九条(社員等の権利の行使に際する取扱)若しくは第六項(社員等の権利の行使に際する利益の受供与)若しくは第七項(社員等の権利の受供与等)に係る利益の行使行為の罪							
六十九	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十六年法律第二百四十九号)第二百五十三条まで(一種病原体等の輸入)又は第七十条(二種病原体等の輸入)の罪							
七十	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童買春等に関する法律(平成十一年法律第五十二条)第五条(児童買春罰則)、第六条(児童ポルノの輸入)、第七条(児童買春等の不特定又は多数の者に対する提供)又は第八条(児童買春等の目的の人身売買等)の罪							
七十一	民事再生法(平成十一年法律第二百五十九号)第二百五十九条(詐欺再生)の罪							
七十二	ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第四十六号)第六十六条(クローン胚等の人の又は動物の胎内への移植)の罪							
七十三	社債、株式等の保証金第一項(加入者の権利の行使に関する取扱)第二百八十九条(加入者の権利の行使に関する取扱)の罪							
七十四	農林中央金庫法(平成十三年法律第二百三号)第九十九条の二(前失掲てんに係る利益の収受等)の罪							
七十五	公衆等寄附目的の犯行行為のための資金等の提供等の处罚に関する法律第二条から第五条まで(公衆等寄附目的の犯行行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為、公衆等寄附目的の犯行行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪							
七十六	会社更生法(平成十四年法律第二百六十六条(会社更生)の罪							
七十七	仲裁法(平成十五年法律第二百三十九号)第五十条から第五十二条まで(取扱、受託取扱及び専前取扱、第三者供託、加重取扱及び専後取扱)の罪							
七十八	破産法(平成十六年法律第七十五条)第二百六十五条(詐欺破産)の罪							

号	別表 対象犯罪	改正について			担当部署 (Tel Fax E-mail)	担当者名 (所属、施行期日)
		改正内容	改正対象の法律名	有無		
七十九	信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪					
八十	会社法第九百六十条から第九百六十二条まで(特別責任、未遂罪、第百六十四条(虚偽文書の行使に関する取扱)又は第百六十九条第一項(株主等の権利の行使に関する取扱)若しくは第百七十一条第二項(株主等の権利の受取等)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受取等)に係る利益の受取等)に犯行する者)の罪					
八十一	一般社団法人及び一財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条)第三百三十四条(理事等の特別責任)の罪					
八十二	放射線を発生させた人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十条(原子核分裂等の製造、原子核分裂等装置の所持等、特定該燃耗物質の輸出入、放射生物物質等の使用の告知による音過、特定該燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪					
八十三	株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四条)第七十三条第一項第二号(假失捕てんに係る利益の收受等)の罪					
八十四	油販行会の処罰及び油販行為への対処に関する法律第三条第一項から第五項までの(油販の強取等)又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪					
八十五	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、第百四十八条(特定個人情報の取扱)又は第五十一条第一項(個人番号の提供及び使用)の罪					

各府省等 引用法令回答結果

	照会事項1	照会事項2	照会事項3	その他
	別添1-1	別添1-2		別添2
人事院				
内閣官房				
内閣府本府				
宮内庁				
公正取引委員会				
警察庁				
金融庁				
消費者庁				
復興庁				
総務省				
公害等調整委員会				
法務省				
外務省				
財務省				
文部科学省				
厚生労働省				
農林水産省				
経済産業省				
国土交通省				
環境省				
原子力規制委員会				
防衛省				
会計検査院				

(省内)

法制部
入国管理局
人事課
厚生管理官
保護局
公安庁
法研
施設課
秘書課・情管
矯正局
会計課